試験調査実施のポイント

1 試験調査における調査票の配布・回収等について

(1) オンライン調査

事業所ごとの調査(以下、「調査員調査」という。)におけるオンライン 調査の導入は初めての試みであり、試験調査実施地域の全てにおいて導入 し、事務の流れ及び企業規模別・地域別のオンライン回答率や回答状況を 把握し、本調査での導入における基礎資料を得る。

(2) 郵送による回収

調査員調査においては、試験調査全体の1/2の地域を対象に郵送回収 を導入し、郵送回収に係る事務負担・記入状況等を把握するとともに、本 調査での全面的又は部分的導入等の適否についての基礎資料を得る。

(3) 経理項目の把握

調査員調査では、調査票を2種類(経理項目あり、経理項目なし)を用意し、市(区)により配布対象を分けることで、経理項目を把握することによる回答率や記入状況を検証し、本調査における把握事項としての適否についての基礎資料を得る。

(4) 事業所の従業者数(従業上の地位)

試験調査においては、「常用雇用者・臨時雇用者」と「正規雇用者・非正規雇用者」の2つの表記に分けることで、記入状況等を整理し、本調査における表記の変更の可否についての基礎資料を得る。

【試験調査実施県における検証】

上山水间且大池木1~8317 公戊血】							
試験調査実施県		調査票の配布又は回収					
都道府県	市(区)	オンライン調査	郵送回収	調査票のタイプ*			
A県	a 1	実施する	<mark>郵送</mark>	A(経理項目あり、常用雇用者)			
	a 2		_	B(経理項目なし、正規・非正規)			
B県	b 1		<mark>郵送</mark>	B(経理項目なし、正規・非正規)			
	b 2		_	A (経理項目あり、常用雇用者)			
C県	c 1		<mark>郵送</mark>	A(経理項目あり、常用雇用者)			
	c 2		_	B(経理項目なし、正規・非正規)			
D III	d 1		<mark>郵送</mark>	B(経理項目なし、正規・非正規)			
D県	d 2		_	A (経理項目あり、常用雇用者)			
E県	e 1		<mark>郵送</mark>	B(経理項目なし、正規・非正規)			
	e 2		_	A(経理項目あり、常用雇用者)			

※試験調査区域内における商業事業所については、調査票Cを配布

2 経理項目の把握について

調査員調査における、事業所単位の売上高は、経済センサス - 活動調査の 総売上高の調査事項と同じものとし、試験調査の状況や企業ヒアリング等を踏 まえ、更に整理することとする。

なお、通信業などのネットワーク型産業について、事業所ごとの売上高の把握が困難な産業については、調査票上において記入を要しない設計とするなどの対応を検討する。

(参考)

平成 13 年事業所・企業統計調査試験調査

① 試験調査の概要

調査対象:約3,000 事業所 調査期日:平成12 年7月1日

実施地区:秋田市・東京都(4区)・津市・大阪市・呉市

(回収率:96.9%)

② 回収率・記入状況の整理

		未記入割合	
	未回収率	企業の	事業内容
		年間販売額	売上比率
調査票A	2. 2%	_	_
(経理項目無し)			
調査票B (企業の年間販売額)	4. 8%	- 10.3% -	_
調査票 C (企業の年間販売額+事業内容売上比率)	3. 2%		20%

3 事業所の従業者数(従業上の地位)について

従来の「常用雇用者・臨時雇用者」による表記は、記入者側と調査実施者側で、齟齬が発生していると思われる問題があった。一般的に企業においては、常用雇用者というカテゴリーを使用していないと思われ、常用・臨時という区分での把握はやや困難であることから、以下の表記への組み替えを検討する。

なお、検証に当たっては企業ヒアリングや、試験調査において実施するアンケートの結果について分析を行い、記入の可否等の状況を整理し、本調査に向けた表記の変更の可否について検討を進める。

【事業所の従業者数(従業上の地位)の表記パターン】

調査票A 調査票B 「④常用雇用者」とは、 ① 個人業主 ① 個人業主 以下のいずれかに該当 する人をいいます ② 個人業主の家族で無給の者 ② 個人業主の家族で無給の者 期間を定めずに雇 用されている人 ③ 有給役員 ③ 有給役員 1か月を超える期 間を定めて雇用さ ④ 正社員・正職員などと れている人 正社員・正職員などと呼ばれている人 期間を定めずに雇用している 呼ばれている人 ・ 平成21年の5月と 4 常用雇 1ヶ月以上を超える期間を定めて雇用している 6月にそれぞれ18 用者 上記以外の常用雇用者 日以上雇用されて 直近2ヶ月にそれぞれ18日以上雇用した いる人 **<パート・アルバイトなど>** ⑤ ④以外 (パート・ アルバイトなど) ⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者) ・ 1ヶ月以内の期間を定めて雇用している 「⑤臨時雇用者」とは1 か月以内の期間を定め <上記④以外のパート・アルバイトなどを含む> 日々雇用している て雇用している人や 日々雇用している人な 合計 (1)~(5)の合計) 合計 (①~⑤の合計) ど、常用雇用者の定義に 当てはまらない人をい 上記①~⑤のうち別経営の事業所へ派遣している人等 上記①~⑤のうち別経営の事業所へ派遣している人 います 上記以外の人で別経営の事業所から派遣されている人 (4) 上記以外の人で別経営の事業所から派遣されている人等